

平成30年度における温室効果ガス等の排出の  
削減に配慮した契約の締結の実績の概要

令和元年6月27日  
日本年金機構

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を取りまとめましたので公表します。

1. 平成30年度における環境配慮契約の締結状況

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借に係る契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業（ESCO事業）に係る契約、建築物に関する契約及び廃棄物処理に係る契約に関し、平成30年度においては電気の供給を受ける契約について、裾切り方式による契約を2件締結しています。

また、自動車の購入に係る契約について、総合評価落札方式による契約を1件締結しています。

2. その他の環境配慮契約に係る事項

平成30年度における物品・役務の調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に基づき、環境への負荷の少ない物品・役務の調達に努めました。